

第 5 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ・ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(セグメント区分別の概況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先、その他会社の現況に関する重要な事項)

2. 会社の株式に関する事項

3. 会社役員に関する事項

(社外役員に関する事項)

4. 会計監査人に関する事項

5. 業務の適正を確保するための体制

- ・ 連結計算書類

(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表)

- ・ 計算書類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)

- ・ 監査報告

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、計算書類に係る会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書)

上記事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.rhythm.co.jp/ir/soukai_info.html) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

リズム株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) セグメント区分別の概況

精密部品事業セグメント

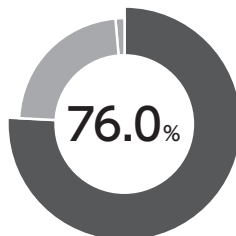
■ 売上高

248億13百万円 (前期比**1.4%**減) ▼

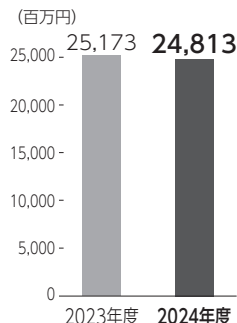
■ セグメント利益

20億71百万円 (前期比**14.3%**増) ▲

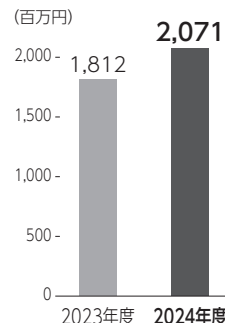
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

タブ端子・テーピング端子・端子台など、自動車、太陽光発電、電動アシスト自転車や家電製品に使用される接続端子等の製造販売。

産業機械、光学機器、事務・通信機器、自動車、時計等に使用される精密部品、高難度精密金型の製造販売。

電子機器等のEMS、情報関連機器、車載関連機器、加飾複合品の製造販売。

国内では、H E V用部品、空調部品が堅調に推移し、チャイナリスク回避による国内生産回帰から光学向け精密金型受注も好調に推移しました。一方で、工作機械用部品や欧州向けB E V用部品については受注停滞が継続しました。こうした中、既存事業は減収となりましたが、リズム翔栄株式会社の通期寄与から増収となり、利益面では円安の影響もあり減益となりました。

海外では、ベトナムで展開している組立事業の受注停滞が大きく影響し、減収となりました。一方、東南アジア地域での二輪車受注や空調部品が堅調に推移していることに加え、中国工場におけるハンディファン他、樹脂成形内製品の増加による収益改善もあり、増益となりました。

これらの結果から精密部品事業全体では減収ながら増益を確保しました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は248億13百万円となり、前期251億73百万円に対し、1.4%の減収となりました。営業利益は20億71百万円となり、前期18億12百万円に対し、14.3%の増益となりました。

生活用品事業セグメント

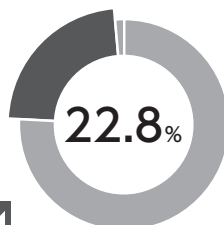
■ 売上高

74億47 百万円（前期比**6.0%**増）

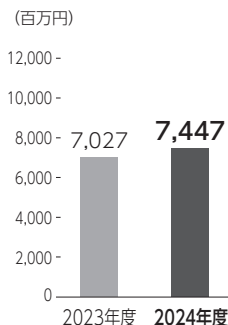
■ セグメント利益

△7億64 百万円（前期比**1億8**百万円減）

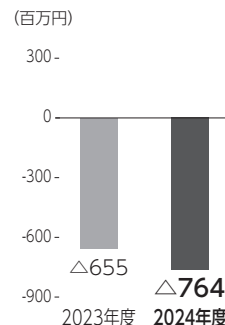
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

掛時計・置時計・目覚時計、デジタル時計、設備時計等のクロック、クロックムーブメント及びUSBファン、防災行政ラジオ、加湿器等の製造販売。

国内では、クロックにつきましては主力製品の販売は伸びましたが全体としては減少、一方で新たな事業として注力している快適品において、当期前半におけるハンディファン、サーキュレーターの売上が大きく伸び、また冬商材の加湿器売上増加も寄与し、全体では増収となりました。しかしながら、利益面では、円安の影響を強く受け減益、営業損失となりました。

海外では、クロックの販売は低調となりましたが、快適品の販売伸長がクロック減少分をカバーし、増収となりました。利益面では、米国拠点閉鎖の影響もありましたが、中国製造拠点において生産量増大等による採算改善が進み、増益となりました。

これらの結果、生活用品事業全体では増収となったものの、営業損失は拡大しました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は74億47百万円となり、前期70億27百万円に対し、6.0%の増収となりました。営業損失は7億64百万円となり、前期6億55百万円の営業損失から悪化しました。

その他の事業セグメント

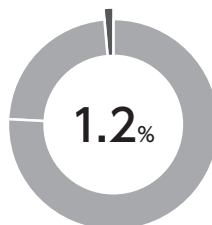
■ 売上高

4億5百万円（前期比1.0%増）

■ セグメント利益

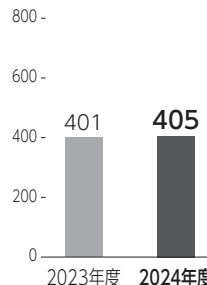
60百万円（前期比11.4%減）

売上高構成比



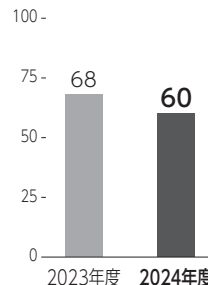
売上高

(百万円)



セグメント利益

(百万円)



主要な事業内容

物流サービス、ギフト・その他。

その他事業では、物販事業を営む子会社のギフト販売の低迷、物流事業子会社の採算低下から、全体では売上前年並みにとどまり、減益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は4億5百万円となり、前期4億1百万円に対し、1.0%の増収となりました。営業利益は60百万円となり、前期68百万円に対し、11.4%の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

(Ⅰ) 目標とする経営指標

当社グループは、2026年3月期から2028年3月期までの3年間を対象とする「中期経営計画2027」を策定し、次の項目を経営目標としております。

売上・利益計画	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
	(実績)	(計画)	(計画)	(計画)
売上高	326億円	335億円	370億円	400億円
営業利益	8億円	14億円	20億円	25億円
経常利益	11億円	17億円	23億円	28億円
親会社株主に帰属する当期純利益	7億円	12億円	17億円	21億円

財務指標	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
	(実績)	(計画)	(計画)	(計画)
営業利益率	2.5%	4.2%	5.4%	6.3%
ROE	2.4%	4.0%	5.0%	6.0%
モビリティ売上高 ※1	127億円	105億円	115億円	130億円
快適品売上高	27億円	37億円	43億円	50億円
海外売上高比率	43%	41%	41%	41%
(精密部品)	50%	48%	47%	46%
(生活用品)	24%	20%	26%	27%

※1. モビリティ売上高は「中期経営計画2027」より集計方法を変更。

非財務指標	2025年3月期 (実績)	2027年3月期 (計画)	2051年3月期 (計画)
CO2排出量削減※1	※2	30%減	実質ゼロ
女性管理職比率	22.3%	30%	－
(国内G)	7.9%	10%	－
(海外G)	32.8%	40%	－

※1 削減割合は2019年3月期比、削減対象はスコープ1＋2、原単位は売上高百万円当たりのCO2排出量。

※2 算定次第、当社WEBサイト内のサステナビリティページにて公開予定。

(<https://www.rhythm.co.jp/sustainability/>)

(Ⅱ) 経営戦略等

中期経営計画2027においては、同中期経営計画を「事業モデル確立による新たな成長の

実現」フェーズと位置づけ、これまでの事業変革への取組みを完遂するとともに、外部環境変化に負けない体質作りを進め、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。高収益体質への転換を図り、資本効率の改善を進めるため、4つの戦略・基本方針を定めております。

①事業戦略「事業モデルの競争力強化」

前中期経営計画においては、精密部品事業を成長ドライバーと位置づけ、車載関連ビジネスを中心とした拡大を目指してまいりました。また、生活用品事業においては、大きな構造改革に取り組み、「快適品」分野の本格拡大に向けた取組を推進してまいりました。中期経営計画2027においては、これらの事業モデルを確立し新たな成長を実現するフェーズと位置づけ、競争力強化に向けた取組を推進してまいります。

(A) 精密部品事業

BEV化は一時的に停滞しているものの、自動車の電動化、自動化あるいは多機能化は着実に進展しており、電装部品、センサーカメラ部品を得意とする当社への追い風となっています。引き続きモビリティ分野を最重要分野とし、電装品、ADAS部品に注力してまいります。「オリジナル部品の開発と汎用化」、金属プレスと樹脂成形技術を併せ持つ強みを活かした「ユニット部品の拡大」、グローバルネットワークを活用した「戦略顧客の深耕」を取組方針として掲げており、こうした方針のもと、ソレノイドコイル等既存部品の販売強化、新規部品への取組推進、生産性向上に取り組んでまいります。

(B) 生活用品事業

前中期経営計画期間においては、クロック市場の縮小に伴いクロック依存からの脱却と新たな事業モデルの構築を進めてまいりました。中国工場の採算改善や快適品でのヒット商品（モバイルファン）創出等、成果も生まれております。本中期経営計画においては、こうした構造改革の成果を確かなものとし、早期収益化と快適品の次なるヒット商品創出に向けて取り組んでまいります。これらを推進するため、大手EC・家電量販店や中国をはじめとするアジア圏での「快適品の販路拡大」、空調分野のラインアップ拡大と新分野への研究開発推進による「快適品の次なるヒット」創出、原価低減に向け「生産体制の強化」を行い、快適品を製品ポートフォリオの中核に成長させ、売上拡大と収益化を達成してまいります。

②財務戦略「成長投資と資本効率の向上」

引き続き、業績拡大による安定した収益基盤の構築、資本コスト経営の強化を進め、成長ドライバーである精密部品事業への積極投資や、新製品開発など生活用品事業における新たな柱（快適品）の拡大投資、システム・IT投資等、持続的成長に向けた投資を実行してまいります。2024年3月期にリズム翔栄株式会社の買収を行いました。M&A投資も引き続き重要な成長戦略の一つとして推進してまいります。

株主還元についても重要経営課題と認識しております。2025年3月期は一株当たり73円（配当性向79.4%）と、増配いたします。引き続き、業績の拡大、手元資金、投資の状況に応じて株主還元の強化に努めてまいります。

資本コスト経営についてはその実践、高度化を進めており、2024年3月には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を開示し、2025年3月にはそのアップデートを行いました。引き続き、業績回復による企業価値向上を第一に、資本コストや株価を意識した経営の実現、PBRの向上に努めてまいります。

③ 経営基盤戦略「経営の推進力向上」

経営基盤戦略をなす人財、IT/DX、ガバナンスの各分野における活動は、経営の推進力を高めるものとして取り組みを強化してまいります。人財面では、経営戦略を推進する原動力となる人材の確保・育成・適正配置を進めてまいります。IT/DXにおいては、ビジネス変革として圧倒的なビジネススピードの獲得に挑戦し、デジタルネイティブ企業への進化を目指します。ガバナンス面においては、適切なリスクヘッジと果敢なリスクテイクにより成長の実現を図ってまいります。

④ サステナビリティ戦略「経営・事業活動との同期化」

サステナビリティへの取組みは企業活動に不可欠であり、企業存続にも大きな影響ある生き残り戦略の一つとして、その重要性を認識して推進しております。気候変動への対応をはじめとした「環境」と、人権や人的資本等に関する「ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン（DEI）」を重要なテーマと捉えております。これらの活動を経営・事業活動と同期化させることにより、取組の深化・実効性向上を図ってまいります。環境においては、CO2排出量削減、環境コスト低減を、DEIにおいては、人権尊重を基盤に女性、障がい者等多様な人財の活躍を実現してまいります。

当社のサステナビリティに関するガバナンス、管理体制、また各種マテリアリティに基づく目標、取組、実績等は当社WEBサイト内のサステナビリティページにおいて随時公表しております。

【リズムグループのサステナビリティについて】
<https://www.rhythm.co.jp/sustainability/>



株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

① 主要な事業内容

接続端子・部品・高難度精密金型・情報機器・車載機器・電子部品・その他精密機械
各種及びクロック各種・ウォッチの製造並びに販売。

② 重要な契約

当社の国内向けクロックのCITIZENブランドの使用について、シチズン時計株式会社
と契約を締結しております。

(4) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	
本 社	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12	
営 業 拠 点	本社 大阪	埼玉県さいたま市大宮区 大阪府大阪市中央区
工 場	会津工場 五所川原工場 宇都宮工場 川越工場	福島県会津若松市 青森県五所川原市 栃木県宇都宮市 埼玉県川越市

② 子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
株式会社プリテック	群馬県館林市
リズムサービス株式会社	茨城県筑西市
リズム開発株式会社	埼玉県さいたま市大宮区
リズム翔栄株式会社	群馬県伊勢崎市
RHYTHM U.S.A.,INC.	米国 ジョージア州 アトランタ市
RHYWACO(H.K.)CO.,LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM INDUSTRIAL(DONG GUAN)LTD.	中国 広東省 東莞市
RHYTHM VITENAM (HANOI) CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ホーチミン市
KYOSHIN INDUSTRY ASIA PTE LTD	シンガポール
PT. RHYTHM KYOSHIN INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州 ブカシ県

(5) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,449名	37名減

(注) 上記は、臨時雇用人員 (214名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
469名	11名減	42.9歳	15.2年

(注) 上記は、他社への出向者 (2名)、退職者 (9名) 及び臨時雇用人員 (152名) は含んでおりません。

(6) 主要な借入先

該当事項はありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数

18,522,900 株
- (2) 発行済株式の総数

8,385,093 株
- (自己株式131,166株を含む。)
- (3) 単元株式数

100 株
- (4) 当期末株主数

6,318 名
- (前期末比 425名減)

(5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
植島勲九郎	1,185	14.4
株式会社UESHIMA	990	12.0
株式会社DOESパーセント	918	11.1
シチズン時計株式会社	597	7.2
日本生命保険相互会社	471	5.7
株式会社埼玉りそな銀行	360	4.4
共栄火災海上保険株式会社	350	4.2
株式会社三井住友銀行	343	4.2
三井住友信託銀行株式会社	300	3.6

株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	2 1 7	2 . 6
-------------------	-------	-------

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合であります。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）鈴木欽哉氏は公認会計士鈴木欽哉事務所の代表者を務めておりますが、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）内田ひとみ氏は株式会社HUGRESの代表取締役、株式会社SAIKISSの取締役を務めておりますが、当社と両者の間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）宮嶋隆氏は株式会社モンテローザの社外監査役、アルファクラブ武蔵野株式会社の社外監査役を務めておりますが、当社と両者の間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況等

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 欽 哉	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査等委員会12回全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。また上記のほか、当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議するガバナンス委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 田 ひ と み	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査等委員会12回全てにそれぞれ出席し、経営者としての経験を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。また上記のほか、当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議するガバナンス委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 秀 康	社外取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回中12回に、また監査等委員会10回中9回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。また上記のほか、当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議するガバナンス委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。

社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宮 嶋 孝	社外取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回中12回に、また監査等委員会10回中9回にそれぞれ出席し、経営者としての経験を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。また上記のほか、2025年3月より当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議するガバナンス委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
--------------------------	-------	--

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

アーク有限責任監査法人 4 8 百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

アーク有限責任監査法人 4 8 百万円

- (注) 1. 当社とアーク有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区別できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうちRHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.他は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

[業務の適正を確保するための体制]

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員は、当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下、同じ）が共有すべきミッションやルール・考え方を表した「経営理念」「行動規範（社訓）」を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の順守について率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信し、その周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス全体を統括するコンプライアンス推進・リスク管理室を代表取締役社長直轄で設置し、「経営理念」「行動規範（社訓）」に基づき制定した「リズムグループコンプライアンスマニュアル」を当社グループの全従業員に配布・周知のうえ、役員及び従業員に対する教育を毎年実施し、その遵守徹底を図る。
- ③ 当社役員で構成するコンプライアンス推進委員会は、当社主要拠点及び全子会社に設置した「コンプライアンス推進分科会」から定期的に推進状況の報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ④ 当社グループ内における法令若しくは定款等に違反する行為、または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見を図るため、「内部通報制度」を設け、社内及び社外に相談窓口を設置及び拡充し、海外拠点からも通報可能な体制（多言語対応）を整備する。
- ⑤ 内部監査室を業務執行部門から独立した監査等委員会直轄で設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか、及び業務の適正性について監査を実施する。また、当社では内部監査を担う専門人材の育成を図るとともに、内部監査にあたっては、必要により外部専門家の参画を求める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を含む。）からこれらの文書の閲覧請求があった場合、直ちに対応可能な体制を整備し、維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営危機管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的にリスク管理を行う。
- ② 有事においては、必要に応じ対策本部を設置し対応にあたる。

(4) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは定例取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会で決議及び報告すべき重要事項を定めた当社の「取締役会規程」およびグループ共通の「関係会社取締役会規程」に基づき意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
- ② 迅速な業務執行を推進するため、執行役員制度を設ける。
- ③ 迅速かつ効率的な業務執行を図るため、取締役会で決議した「経営会議規程」に基づき、社外取締役以外の取締役および執行役員によって構成された経営会議において、法令、定款および当社の「取締役会規程」に定める取締役会付議事項についての審議を行うとともに、その他の業務執行に関する事項については、取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で意思決定を行う。
- ④ 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者の権限及び責任を明確化するとともに、執行手続きの詳細について定める。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の運営については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理部門を主管部門とし、必要に応じて取締役及び監査役（インドネシア子会社においてはコミサリス）を子会社に派遣するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から適宜報告を受け、協議を行う。当社ではそのために必要な子会社経営幹部人材の育成を計画的に推進する。
- ② 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の事前承認、または報告を求めるものとする。
- ③ 当社グループに係わる重要事項については、子会社とのコミュニケーションを円滑にし、情報を共有するとともに、事業上の課題が自発的に子会社から当社に報告されるような環境づくりを行う。
- ④ リスク管理及び関係会社管理部門は、子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援を行う。

- (6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員である取締役の職務を補助するため管理担当部門に事務局を設ける。
 - ② 事務局の人数、人選等は監査等委員である取締役と他の取締役が協議のうえ決定する。
- (7) 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人における他の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 事務局員の人事異動については、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ② 事務局員は、監査等委員である取締役から調査や説明、報告を求められたときは、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制
- ① 当社グループの取締役は、会社に法令若しくは定款に違反する行為、又は著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に報告する。当社グループの使用人は、前述の事実を発見したときは、直ちに取締役に報告する。
 - ② 当社グループの取締役は、監査等委員である取締役から業務の執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- (9) 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、法令及び「リズムグループコンプライアンスマニュアル」に基づき、監査等委員である取締役に報告をした者に対して、報告を理由とした懲罰、不当な配置転換等、報告者にとって不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、役員及び従業員に周知徹底する。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員である取締役の職務の執行のために必要な費用については、職務の執行が円滑に行われるよう前払又は償還の手続き等について、監査等委員である取締役の請求に従い円滑に行う体制を整備する。
 - ② 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定額の予算を設ける。

(11) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる環境を整備する。
- ② 監査等委員である取締役は会社が対処すべき課題、監査等委員である取締役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について代表取締役や他の取締役と定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査等委員である取締役は会計監査人と適宜情報交換を行い、相互連携を図る体制を取る。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令の趣旨に則り、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。重要な不備があるときは、その是正に向けての改善策を講じ、適正な内部統制の整備及び運用を図る。
- ② 内部監査室は財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、監査を受けた部門は是正、改善の必要があるときには、その対策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図る。

(13) 監査等委員会と内部監査室の連携

内部監査の有効性と実効性を確保し、向上させるため、監査等委員会に内部監査室長が参加し、内部監査状況を報告する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を持たないことを「コンプライアンス行動指針」に定め、基本方針としている。
- ② 管理担当部門統括のもと、適宜警察や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

(1) コンプライアンス

当社グループは、グループコンプライアンスを「社訓に掲げる行動規範に準拠した各種の経営活動を通じてステークホルダーの信頼を得ながら、経営理念の実現を図る全ての活動」と位置付けております。

グループ各社の従業員に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。また、当社役員に対してはコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社は社内・社外に相談窓口を設置し、グループ各社の全従業員に周知しております。

(2) 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会は16回開催しており、十分な議論を尽くして経営に関する重要事項及び法令で定められた事項の決定、並びに業務執行状況の監督を行っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務の執行

当事業年度において、監査等委員会は12回開催しており、常勤の監査等委員である取締役からの会社の状況に関する報告、及び監査等委員である取締役相互による意見交換が行われております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は、関係部門と協力して年間の監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施、取締役会に報告しており、業務の改善に努めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,363	流 動 負 債	6,351
現 金 及 び 預 金	13,219	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,996
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,930	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,272
電 子 記 録 債 権	1,678	未 払 金	651
有 価 証 券	300	未 払 費 用	312
棚 卸 資 産	7,438	未 払 法 人 税 等	160
前 払 費 用	195	契 約 負 債	91
そ の 他	602	賞 与 引 当 金	351
貸 倒 引 当 金	△0	役 員 賞 与 引 当 金	33
固 定 資 産	16,729	そ の 他 の 引 当 金	17
有 形 固 定 資 産	11,031	そ の 他	463
建 物 及 び 構 築 物	5,324	固 定 負 債	7,432
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,598	社 債	4,000
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	201	長 期 借 入 金	2,374
土 地	2,315	繰 延 税 金 負 債	391
リ ー ス 資 産	220	退 職 給 付 に 係 る 負 債	277
建 設 仮 勘 定	371	そ の 他	389
無 形 固 定 資 産	491	負 債 合 計	13,784
ソ フ ト ウ エ ア	122	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	369	株 主 資 本	24,645
投 資 そ の 他 の 資 産	5,206	資 本 金	12,372
投 資 有 価 証 券	3,512	資 本 剰 余 金	7,540
長 期 貸 付 金	62	利 益 剰 余 金	5,020
破 産 更 生 債 権 等	0	自 己 株 式	△287
繰 延 税 金 資 産	55	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,662
退 職 給 付 に 係 る 資 産	379	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,607
そ の 他	1,259	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,800
貸 倒 引 当 金	△62	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	254
資 産 合 計	45,093	純 資 産 合 計	31,308
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,093

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			32,666
売上原価			26,072
売上総利益			6,594
販売費及び一般管理費			5,776
営業外収益			817
受取利息	47		
受取配当金	135		
受取賃貸料	326		
受取為替差益	54		
その他	93		658
営業外費用			
支払利息	58		
支払費用	155		
その他	101		315
特別常利			1,160
特 別 利 益			
固定資産売却益	181		
投資有価証券売却益	62		
一 般 損 失	97		342
特別損失			
事業整理損	66		
固定資産処分損	0		
減損損失	216		283
税金等調整前当期純利益			1,219
法人税、住民税及び事業税	350		
法人等調整額	109		460
当期純利益			758
親会社株主に帰属する当期純利益			758

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,372	7,540	4,662	△283	24,292
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△400		△400
親会社株主に帰属する当期純利益			758		758
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	0	358	△4	353
当 期 末 残 高	12,372	7,540	5,020	△287	24,645

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,489	5,034	329	6,853	31,145
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△400
親会社株主に帰属する当期純利益					758
自 己 株 式 の 処 分					0
自 己 株 式 の 取 得					△4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	117	△233	△75	△191	△191
当 期 変 動 額 合 計	117	△233	△75	△191	162
当 期 末 残 高	1,607	4,800	254	6,662	31,308

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社である、株式会社プリテック・リズムサービス株式会社・リズム開発株式会社・リズム翔栄株式会社・RHYTHM U.S.A.,INC.・RHYWACO (H.K.) CO.,LTD.・RHYTHM INDUSTRIAL (H.K.) LTD.・RHYTHM VIETNAM (HANOI) CO.,LTD.・RHYTHM INDUSTRIAL (DONG GUAN) LTD.・KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.・KYOSHIN INDUSTRY ASIA PTE LTD・PT.RHYTHM KYOSHIN INDONESIAの12社はすべて連結の範囲に含めております。

子会社である、SHOEI Electronic Component GmbH・SHOEI U.S.A., Inc.の2社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

当社の子会社でありました、アイ・ネクストジーイー株式会社は清算終了のため、連結の範囲から除外しております。

また、当社の子会社でありました、RHYTHM KYOSHIN HANOI CO., LTD.はRHYTHM PRECISION VIETNAM CO., LTD.を存続会社とする吸収合併により、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

子会社である、SHOEI Electronic Component GmbH・SHOEI U.S.A., Inc.の2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引 …… 時価法によっております。

棚卸資産 …… 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 主として定率法によっております。

(リース資産以外の有形固定資産) ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

工具・器具及び備品 2～20年

有形固定資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(リース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資その他 …………… 主として定率法によっております。

の資産 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

その他の引当金 …………… 内訳は次のとおりであります。

・製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一

時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における為替換算調整勘定に含めております。

(ii) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	55百万円
繰延税金負債	391百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性がある
と判断した範囲において繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積もりに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮
定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を
与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形及び売掛金	受取手形	85百万円
	売掛金	4,845百万円
	計	4,930百万円
2. 棚卸資産の内訳	商品及び製品	3,935百万円
	仕掛品	1,367百万円
	原材料及び貯蔵品	2,135百万円
	計	7,438百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		22,022百万円
4. 投資その他の資産の減価償却累計額		896百万円

【連結損益計算書に関する注記】

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客
との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表【収益認識に関する注記】(1) 収益の分解情報」に記載して
おります。

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

会社名	場所	用途	種類	減損損失
リズム株式会社	日本 (埼玉県)	事業用資産	建設仮勘定	172
			金型	7
			工具器具備品	6
RHYTHM U.S.A.,INC.	米国 (Atlanta)	事業用資産	リース資産 (本社の賃貸契約)	21
			ソフトウェア	4
			工具器具備品	3

(2) グループिंगの方法

原則として報告セグメントを基礎とした各社の事業単位でグループングを行っており、賃貸用不動産及び遊休資産については、個別の物件を単位としてグループングを行っております。また、本社用資産については独立してキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

当社グループの生活用品事業において、継続的に営業損失を計上しているため、今後の見通しを検討した結果、将来キャッシュ・フローの回収が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定に当たり、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積もった結果、現時点においてはマイナスであるため、使用価値を零として評価しております。

また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当社の連結子会社であるRHYTHM U.S.A.,INC.を解散する方針を決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

8,385,093株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400百万円	48.50円	2024年 3月31日	2024年 6月21日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月18日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項につき、次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	602百万円	73.00円	2025年 3月31日	2025年 6月19日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式が主であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に投資目的の資金調達であり、固定金利であります。

デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、有価証券、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,688	2,688	—
(2) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	3,646	3,597	△49
(3) 社債	4,000	3,906	△93
(4) デリバティブ取引 ※1 （ヘッジ会計が適用されていないもの）	△1	△1	—

※1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	823

非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券	2,688	—	—	2,688
デリバティブ取引	—	△1	—	△1
合計	2,688	△1	—	2,686

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,597	—	3,597
社債	—	3,906	—	3,906
合計	—	7,504	—	7,504

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された相場価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金・社債

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、埼玉県、栃木県、長野県及びその他地域において、賃貸用の土地建物を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
734	2,918

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1 株当たり純資産額

3,793円16銭

2. 1 株当たり当期純利益

91円93銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解情報

当社グループは、精密金型・精密部品等のB to B製品を扱う「精密部品事業」、クロック・防災行政ラジオ・加湿器・USBファン等のB to C製品を扱う「生活用品事業」を主な事業領域としています。

以下の表では、精密部品事業及び生活用品事業の顧客との契約から生じた収益を地域別に分解しております。

(単位：百万円)

地域	顧客との契約から生じた収益			
	報告セグメント		その他	合計
	精密部品事業 の売上高	生活用品事業 の売上高		
日本	9,486	5,647	405	15,538
ベトナム	7,838	—	—	7,838
インドネシア	3,529	—	—	3,529
その他	3,959	1,800	—	5,760
合計	24,813	7,447	405	32,666

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年4月1日	2025年3月31日
契約負債	89	91

①契約負債は主として、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務に対し、顧客から受け取った前受対価であり、当連結会計年度中に契約残高の重要な変動はありません。当連結会計年度に認識し

た収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものではありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,145	流動負債	4,100
現金及び預金	5,499	支払手形	95
受取手形及び売掛金	2,873	買掛金	1,536
電子記録債権	1,678	一年内返済予定の長期借入金	1,266
有価証券	300	未払金	428
商製原仕貯前短末そ	75	未払費用	89
材掛蔵	3,028	未払法人税等	52
払費付	397	契約引当金	20
期貸入	768	り引当金	19
収の当	72	賞与引当金	249
倒引当金	110	役員の他の引当金	30
	103	その他引当金	8
	108		302
	129	固定負債	6,735
	△0	社長期借入金	4,000
固定資産	19,040	長期繰延税金負債	2,349
有形固定資産	4,604	退職給付引当金	55
建物及び構築物	2,389	繰延税金負債	33
機械装置及び運搬具	711	退職給付引当金	102
工具・器具及び備品	118	繰延税金負債	195
土地	1,228		
建設仮勘定	33	負債合計	10,835
無形固定資産	318	(純資産の部)	
電話加入権	1	株主資本	21,744
ソフトウェア	51	資本	12,372
その他の資産	265	資本剰余金	7,584
投資有価証券	14,117	資本準備金	3,419
投資関係長期関係破前そ貸倒引当金	3,440	その他の資本剰余金	4,165
	6,491	利益剰余金	2,075
	62	その他の利益剰余金	2,075
	3,603	繰越利益剰余金	2,075
	0	自己株式	△287
	189	評価・換算差額等	1,606
	392	その他有価証券評価差額金	1,606
	△62		
資産合計	34,186	純資産合計	23,350
		負債及び純資産合計	34,186

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,958
売上原価		13,270
売上総利益		2,688
販売費及び一般管理費		3,321
営業損失		△633
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	1,322	
受取賃貸料	368	
関係会社貸倒引当金戻入額	242	
その他	41	2,010
営業外費用		
支払利息	43	
賃借料	167	
為替差	23	
その他	27	261
経常利益		1,114
特別利益		
固定資産売却益	149	
投資有価証券売却益	62	
特別損失	176	388
固定資産処分損失	0	
減損	187	
事業整理	29	216
税金引当		1,286
法人税、住民税及び事業税	75	
法人税等調整額	126	202
当期純利益		1,084

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他 利 益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	12,372	3,419	4,165	7,584	1,391	1,391	△283	21,065
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△400	△400		△400
当 期 純 利 益					1,084	1,084		1,084
自 己 株 式 の 処 分			0	0			0	0
自 己 株 式 の 取 得							△4	△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	684	684	△4	679
当 期 末 残 高	12,372	3,419	4,165	7,584	2,075	2,075	△287	21,744

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,488	1,488	22,553
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△400
当 期 純 利 益			1,084
自 己 株 式 の 処 分			0
自 己 株 式 の 取 得			△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	117	117	117
当 期 変 動 額 合 計	117	117	797
当 期 末 残 高	1,606	1,606	23,350

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から
(2025年 3 月31日まで)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法によっております。

子会社及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引 …………… 時価法によっております。

棚 卸 資 産 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっております。

ただし、1998年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 7～50年

 機械装置及び運搬具 5～13年

 工具・器具及び備品 2～20年

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資その他の資産 …………… 定率法によっております。

ただし、1998年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 8～34年

 工具・器具及び備品 2～10年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金	・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。 ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
賞与引当金	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
その他の引当金	内訳は次のとおりであります。 ・製品保証引当金 製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取

引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 105百万円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】(繰延税金資産の回収可能性)」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 311百万円

長期金銭債権 3,603百万円

短期金銭債務 569百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,627百万円

3. 投資その他の資産の減価償却累計額 896百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高 748百万円

仕入高 5,398百万円

その他の営業費用 481百万円

営業取引以外の取引高 1,388百万円

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

会社名	場所	用途	種類	減損損失
リズム株式会社	日本 (埼玉県)	事業用資産	建設仮勘定	172
			金型	7
			工具器具備品	6

(2) グルーピングの方法

原則として報告セグメントを基礎とした各社の事業単位でグルーピングを行っており、賃貸用不動産及び遊休資産については、個別の物件を単位としてグルーピングを行っております。また、本社用資産については独立してキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

当社の生活用品事業において、継続的に営業損失を計上しているため、今後の見通しを検討した結果、将来キャッシュ・フローの回収が見込めないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定に当たり、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積もった結果、現時点においてはマイナスであるため、使用価値を零として評価しております。

また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

131,166株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	98	百万円
退職給付引当金	△47	
棚卸資産評価損	191	
固定資産処分損	2	
未払事業税	15	
貸倒引当金	19	
投資有価証券評価損	689	
関係会社株式評価損	333	
関係会社株式譲渡損	144	
関係会社債権償却損	190	
資産除去債務	31	
減損損失	190	
減価償却費	15	
返金負債	16	
税務上の繰越欠損金	783	
その他	48	
繰延税金資産小計	2,722	
税務上の繰越欠損に係る評価性引当額	△783	
将来一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,833	
評価性引当額小計	△2,617	
繰延税金資産合計	105	
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	158	
返品資産	1	
繰延税金負債合計	160	
繰延税金負債の純額	55	

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	213	570	783
評価性引当額	—	—	—	—	△213	△570	△783
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注3,4)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	RHYTHM INDUSTRIAL (H.K.) LTD.	中国香港九龍	22,000千HK\$	当社製品の製造販売	直接 100.0	2名	当社の仕入先	原材料等の仕入(注2)	3,676	買掛金	144
子会社	RHYTHM INDUSTRIAL(DONGGUAN)LTD.	中国東莞	92,600千中国元	当社製品の製造販売	直接 100.0	3名	当社の仕入先	資金の貸付(注1) 資金の返済 利息の受取	— 80 —	長期貸付金 未収利息	971 —
子会社	リズムサービス株式会社	茨城県筑西市	50百万円	当社のクロックの修理及び製品管理・物流業務受託	直接 100.0	1名	当社の時計の修理、製品管理	資金の貸付(注1) 資金の返済 利息の受取	— 106 11	短期貸付金 長期貸付金 未収利息	103 896 —
子会社	リズム翔栄株式会社	群馬県伊勢崎市	100百万円	タッチパネルの製造販売	直接 100.0	4名	—	資金の貸付(注1) 資金の返済 利息の受取	400 — 13	長期貸付金 未収利息	1,700 —

- (注) 1.市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
2.取引価格については、市場価格等を参考に決定しております。
3.期末残高は、外貨建金銭債権債務の場合、期末日の直物為替相場により円貨に換算した金額で表示しております。
4.取引金額・海外子会社の期末残高には消費税等を含めておりません。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,829円03銭
2. 1株当たり当期純利益	131円38銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

リズム株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 二 口 嘉 保
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長 井 裕 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リズム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リズム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

リズム株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 二 口 嘉 保
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長 井 裕 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リズム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

リズム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 酒 井 清 貴 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 欽 哉 ㊟

監 査 等 委 員 内 田 ひ と み ㊟

監 査 等 委 員 吉 田 秀 康 ㊟

監 査 等 委 員 宮 嶋 孝 ㊟

(注) 監査等委員鈴木欽哉、監査等委員内田ひとみ、監査等委員吉田秀康及び監査等委員宮嶋孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上